

議決権行使の円滑化

当社は、多くの株主様に参加していただけるよう、株主総会開催日を集中日を避けて設定しています。第69期定時株主総会は、2016年6月21日(火)に開催しました。

株主総会の招集通知は、開催日の3週間前を目安とする早期発送に努め、第69期定時株主総会では21日前に発送しました。加えて、当社ウェブサイト、TDNETおよび議決権行使プラットフォームに、主に国内外の機関投資家の利便性向上を目的に、招集通知を5月31日に開示しました。

なお、2009年6月開催の第62期定時株主総会から、電磁的方式(PCおよび一部の機種等を除く携帯電話)による議決権の行使を可能にしています。また、招集通知英訳版を作成し、日本語版と同じタイミングで「議決権行使プラットフォーム」および当社ウェブサイトに掲載するとともに、決議結果についても、英訳版を当社ウェブサイトに掲載しています。

投資家との対話

当社は、株主総会や決算説明会等で株主との建設的な対話を図るとともに、当社コーポレートサイトにおいて適時・適切に情報を開示しています。機関投資家に対しては、証券会社による説明会への参加などを通じて対話に努めるほか、中間・通期の決算発表の際に説明会を開催しています。

投資家との対話の状況

個人投資家向け

■会社説明会：2016年3月期 計4回

アナリスト・機関投資家向け

■定期的説明会：中間決算および期末決算開示後

■スモールミーティングおよび個別ミーティング：

基本的に四半期ごと

※代表者自身による説明あり

海外投資家向け

■定期的説明会

北米、欧州などでのミーティング：2016年3月期 計2回

※代表者自身による説明あり

コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の強化を進めるとともに、法令や倫理に適った事業活動の重要性を、本社をはじめ子会社、フランチャイズ店舗を含むオートバックスグループの全店に周知徹底しています。

法令や企業倫理の遵守は当然のことです。その大前提のもと、すべてのステークホルダーの正当な期待に応える「行動規範」と「行動指針」を明確に定義し、それらを基本原理として、当社内にとどまらずフランチャイズチェーン加盟法人に対しても、コンプライアンスの徹底と啓発活動を推進しています。コンプライアンス状況を点検する仕組みとして、関連部門で構成する「コンプライアンス事務局会議」を毎月実施し、「行動規範」「行動指針」から外れた行為の有無について確認しています。問題が認識された場合には迅速に対応する体制を構築しています。

リスクマネジメント

当社は、リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合に被害拡大防止や損害・損失の極小化を図る危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立しています。代表取締役社長執行役員を委員長とするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント年度方針を策定し、当該方針およびリスクマネジメントに係る規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進しています。

2016年3月期は、リスクマネジメント委員会がリスク課題を設定し、その実行状況をモニタリングしました。また、内部統制・法務・監査・お客様対応を担当する各部門が「統合リスクマネジメント事務局協議会」を月次で開催し、リスクマネジメント委員会によるモニタリング等を補佐しました。このほか同協議会は、「重大事案報告」に関するルールに基づき、取締役会に重大事案の発生状況や措置等について報告するとともに、監査役会その他関係部署とも情報を共有しました。

取締役会評価について

当社は、取締役会がその監督機能を適切に果たしているかを検証し、また、取締役会における課題を見出し、継続的に改善し続けることを目的として、取締役会の実効性の評価を実施しました。

この結果、現状の当社取締役会は、適切な構成のもと活発な議論が行われ、その監督機能を十分に発揮していることを確認しました。一方で、取締役会の議案の設定、社外取締役と監査役との情報共有、取締役会におけるガバナンス委員会の活動状況の共有などについて、課題があることを確認しました。

評価プロセス

全取締役・監査役が
各評価項目について書面回答

ガバナンス委員会による分析・評価

課題確認後、取締役会で対策を協議